
令和2年 第99回（定例）新温泉町議会会議録（第5日）

令和2年3月17日（火曜日）

議事日程（第5号）

令和2年3月17日 午前9時開議

- 日程第1 議案第19号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第2 議案第20号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第21号 令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第22号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第23号 令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第24号 令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第25号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第26号 令和2年度新温泉町一般会計予算について
- 日程第9 議案第27号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第28号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第29号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第30号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第31号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第32号 令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第33号 令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
- 日程第16 議案第34号 令和2年度新温泉町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第35号 令和2年度新温泉町下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第36号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について
- 追加日程第1 発議第1号 議案第19号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について
- 日程第2 議案第20号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

- 4号) について
- 日程第3 議案第21号 令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第22号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第23号 令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第6 議案第24号 令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第25号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第8 議案第26号 令和2年度新温泉町一般会計予算について
- 日程第9 議案第27号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第28号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第29号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第30号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第31号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第32号 令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第33号 令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
- 日程第16 議案第34号 令和2年度新温泉町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第35号 令和2年度新温泉町下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第36号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について

出席議員(16名)

1番	池田宜広君	2番	平澤剛太君
3番	河越忠志君	4番	重本静男君
5番	浜田直子君	6番	森田善幸君
7番	太田昭宏君	8番	竹内敬一郎君
9番	阪本晴良君	10番	岩本修作君
11番	中村茂君	12番	宮本泰男君
13番	中井次郎君	14番	谷口功君
15番	小林俊之君	16番	中井勝君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 東 康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	田 中 孝 幸君
教育長	西 村 松 代君	温泉総合支所長	太 田 信 明君
牧場公園園長	藤 本 喜 龍君	総務課長	井 上 弘君
企画課長	岩 垣 廣 一君	税務課長	長谷阪 仁 志君
町民安全課長	西 村 徹君	健康福祉課長	中 田 剛 志君
商工観光課長	水 田 賢 治君	農林水産課長	松 岡 清 和君
建設課長	山 本 輝 之君	上下水道課長	北 村 誠君
町参事	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇 野 喜代美君	会計管理者	仲 村 秀 幸君
こども教育課長	長谷阪 治君	生涯教育課長	川 夏 晴 夫君
調整担当	谷 渕 朝 子君	代表監査委員	川 崎 雅 洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第99回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たりまして、議員各位におかれましては、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和元年度一般会計及び特別会計、公営企業会計補正予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。定例会第5日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、一般会計、特別会計並びに公営企業会計に係る補正予算案につきまして、御審議をお願いいたしたく存じます。議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第99回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第19号

○議長（中井 勝君） 日程第1、議案第19号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和元年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります、説明に誤りがありましたので、総務課長に訂正をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 失礼いたします。休憩中の補正予算の説明におきまして、説明した内容に十分な確認ができておらず、間違った説明をいたしておりました。その訂正をさせていただきたいと思っております。

歳出の2款1項6目の電子計算費、歳出の10ページでございます。補正額1,098万9,000円の減額をお願いする補正でございます。説明の時点で機器更新の入札減という説明をさせていただいておりました。十分な確認ができておらず、確認いたしましたところ、機器借上げ料につきまして、6カ月の機器の借上げを計画しておりましたけれども、機器納入のおくれがございまして、1カ月の機器の借上げにとどまったということによります補正減でございます。確認が十分でなく、御迷惑をおかけして大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） よろしいですね。

それでは、質疑につきましては、歳出、歳入、総括を全て一括で行いたいと思っております。それでは、質疑をお願いします。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 予算書でいいますと、16ページ、歳出の畜産業費、19節負担金補助金及び交付金の関係で、補助金です。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業ということで、補助金、約2,000万円の増額補正なんですけれども、予算説明の中では歳入の同額を国庫補助で受ける事業であるということを説明されたと思いますが、特に細かい説明がなかったように思われます。大きな事業ですし、詳細は委員会の資料などで出てくるのかなと思ってたんですが、当初配付された委員会資料にはほとんど内容がなくて、恐らく委員会のほうで請求されたということで追加の資料が出てきました。なので、ちょっと大きな事業ですので、その追加資料の説明を改めてやっていただきたいのと、それから、ざっと目を通した中での最初に質問したいのは、これ、畜産

クラスター事業ということで、同様の事業で肉用牛生産施設、アパート牛舎の関係が従前ありましたけれども、それについてはかなり早い段階で委員会報告があったように思います。そういった関係が今回なくて、突然こういう事業がいきなり補正で出てくるというのは、計画策定のタイミングであるとか、クラスター協議会、こういった部分の立ち位置、農林水産課は入っていないのかなとか、そのあたりのところをお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 補正予算の16ページ、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の件についての御質問でございます。

1点目でございます。まず、補正予算の御説明の段階で、この増額の内容につきましては、対田地区で計画をされているアイガモ肥育施設及び堆肥舎整備に係るものということで御説明を申し上げました。国の補助金を町の会計で受けまして、新温泉町但馬牛等クラスター協議会を通じて補助するものということで、同額を歳入に計上したというような説明をさせていただいたところであります。

これまでからアパート牛舎等、町の事業につきましては、図面等お示しして、詳細な説明をしてきておるわけですが、この民間事業者の事業概要について、どこまで説明をすべきかという部分もありまして、従来どおりの説明に沿って説明をさせていただきましたけれども、やはり補助金額が多いと、町の会計スルーといいながら、町の会計を歳入歳出ということで予算計上しているということの中で、やはり説明をとということがありました。そういった中で、委員会のそういった御指摘を受けまして、資料のほうを3月9日、それから10日ということで2回に分けて提出をさせていただきました。その中で、事業概要といたしましては、現在の場所で年間3,000羽のカモを飼養されているわけですが、今回の計画時におきまして、4棟の家畜飼養施設、それから堆肥施設を整備するというような内容であります。それで、1棟当たり450羽を年間4サイクルに分けてということで、1棟当たり1,800羽ということになります。そういったことで、年間7,200羽ということの飼育計画を持たれております。3,000羽と合わせて1万200羽ということの計画で進められているというような状況であります。

この事業につきまして、事業計画、経営計画を御判断される中で、こういった事業で取り組むべきかというようなことを御検討されて、昨年末に大方その方向性を出されまして、この事業がどうしても繰り越しの3月に予算が内示されて、繰り越しで実施するというようなタイミングもある関係で、ぎりぎりまで御検討されて、事業実施されるということの中で、資料等が提出ができずに今回の説明に至ったというようなことであります。全て回答できたかどうかわかりませんが、以上であります。

○議長（中井 勝君） クラスター協議会のっていう話が。

○農林水産課長（松岡 清和君） 済みません、クラスター協議会ということで、先ほど

もありましたとおり、この事業をどういった補助事業で実施されるかということを御検討された上で、県とも協議する中で、クラスター事業で実施ができるということの中で、現在あるクラスター協議会のほうの役員会を、資料にもありますけれども、1月9日に開催をいたしました。その中で、当然このカモのクラスター協議会を単独で設立して実施をするということもあるわけですが、1名しかおられないということの中で、このクラスター協議会のほうの計画を見直して、このクラスター協議会で実施することが望ましいではないかということで、このクラスター協議会の役員会の中で御協議をいただいて、2月17日に総会を開催をして、名称を新温泉町但馬牛クラスター協議会から但馬牛等クラスター協議会に名称を変えまして、事業内容を追記して実施をする計画をしているというようなことであります。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 町内で対象の家禽、禽ではないのか、カモの事業者1者しかないということで、クラスターの協議会が既存のものに入るといふことなんですかね。従前から、このもし事業を使おうと思っていたら、当然、協議会がないと使えない事業なんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの整理が事前に県と事業者とでやられておる中で、どういう形でされていたのかなというところが気になるところです。

それと、資料内容を見ておりますと、対田地区の久斗川の、集落とは対岸側に予定されているということで、まず排水の関係というのをどういうふうにされているのかなというのが気になるのと、それから、堆肥化するというので、臭気対策、この堆肥舎がちょっと図面だけだとクローズのものなのか、オープンのものなのかがわからないので、その辺ができていのかということをお伺いしたいのと、それから、発生するふん尿に関しては、堆肥化全てできるのかなというところの確認です。特にふん尿に関しては、こういった畜産関係に関していうと、業種指定の産業廃棄物という形になると思いますので、廃棄物の処理の関係がきちっと対応できているかどうか。町が直接かわらないにしても、やはりクラスターの協議会の中には当然入ってきていると思いますし、このお金が町の予算の中を通っていくということですので、ある程度責任を持った対応が必要ではないかなと思いますので、そのあたりお伺いします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） たくさん御質問いただきました。まず、協議会の関係ですけれども、協議会の関係は先ほど申し上げましたとおり、県とも協議する中で、今のクラスター協議会の事業の中で実施することが望ましいだろうということの中で、現在の体制、役員の皆さん、それから総会ということで御承認をいただきまして、実施をする方向になったと考えております。

それから排水の関係につきましては、整理をする必要があるとは考えますけれども、個人さんの事業計画ということでどこまでちょっと御説明できるかどうかわかりませんが、基本的にお聞きしてる内容につきましては、ふん尿につきましては全て堆肥

施設で保管されるということでありまして、あとは清掃につきましては石灰で処理をされるということで、汚水として発生するものは当然カモの飲み水の残り水ということで伺っております。これにつきましては、こういった処理をされるのか、今後、実施段階もそうですし、当然その水質を見ながら対応していただけるものと考えております。

それから、臭気の関係です。臭気の関係は当然事業者の判断の中で対策をとられるというふうに考えております。委員会の中でもどこまでそのあたりについて町としてかわっていただけるのか、どこまでそういった制限をかけられるのか、事業者にこういった配慮を求めるのか、最終的にこういった対応をされるのかというようなことは、今後協議をしながら進めていく必要があると考えておるところであります。

以上だったでしょうか、済みません、以上です。

○議長（中井 勝君） 課長、一つ、事前に協議会に入って、順序が違うって。計画してから協議会に入るっていうんじゃないかと、入ってから計画するのが普通じゃないかというようなニュアンスだったと思ったんですけど。

松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 順序っていいですか、当然こういう計画を持たれてるというようなことがあって、そういった協議会としての考え方を求めるということも一つの手法だと考えます。何も無いのに協議会にということにはなりませんので、ある程度やはりこういった事業計画を持っているということについて、協議会の中で判断をされて事業を実施するという手法で進めると私は理解をいたしております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 一般会計、歳出の17ページの7目の土地改良費の中で、今回業務委託料等、大きな金額が増額の補正になっているということなんですけれども、年度内ということであれば当然、消化は無理なんで、繰り越しということになろうかなと思うんですけども、この経緯についてお聞かせいただきたいのと、それと、今回の国庫支出ということで、特定財源の部分での2,005万5,000円に対して、委託料と工事請負費の合計が2,000円違って、一般財源の減は多分補助金及び交付金ということで、工事代の5,500万円の分が該当するのかなと思ってんですけど、ここで2,000円違うということで、そのあたりについての内容を教えてください。

それと、業務委託料の中でこの1,700万円ってかなり大きな業務になると思うんですけども、この内訳3項目書かれてるんですけども、これがどれぐらいそれぞれかかってこの1,700万円に相当するのかなというのがちょっと私の中で想定できないので、お示しいただけたらと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 17ページの土地改良費の13節委託料、業務委託料の1,712万9,000円の内訳であります。これ、予算の御説明の中でも申し上げます。

たんですけれども、まず、この中の石橋・前地区水源調査業務という部分がございます。これは令和2年度の当初予算にも計上いたしておりまして、県との協議の中で今年度分の予算を1,300万円というふうに見込んでおるところであります。石橋・前地区の水源調査業務が1,300万円ということで見込んでおります。それから、次のため池ハザードマップ等の作成業務については、これは現在そういった業務を実施をしております。精算見込みということの中で、87万1,000円の減額を見込んでおります。

それからもう1点、一番下のため池廃止調査業務につきましては、3地区のため池の廃止を現在計画をいたしておりまして、正法庵の沖中池、それから温泉地域の竹田の奥中池、中辻の牛留池ということで、この3つの廃止に取り組むということで調査業務費を500万円見込んでおります。先ほど言いましたとおり、石橋・前地区の水源調査業務は、これ、2年度予算と合わせて実施するというので、当然、繰越明許費の中にも入っております。また、ため池廃止調査業務につきましても、次年度へ繰り越して実施をするという計画で進めているところでもあります。

歳入歳出のちょっと関係につきましては、確認をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 13ページの民生費の児童措置費の扶助費、児童手当扶助費2,785万5,000円の減額で、決算見込みの減額という説明だと思っておりますが、ちょっと金額が大きいので、予算と決算見込みの差異だと思うんですが、これだけの差異が出た理由というのをちょっとお聞かせください。

それから、22ページの教育費なんですけど、小学校費と中学校費の中に委託料で校内通信ネットワーク環境整備業務で、これ全て翌年度の繰り越しになるということですが、LANのアクセスポイントの整備などというような形でしたけど、もう少しちょっと内容を詳しく教えてください。

以上、2点です。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 児童手当扶助費の減額でありますけども、当初の予算に対して減額率が13%減という形になっております。当初自体がもともと金額的に人数自体が多く算定してるということになってまして、主に大きいところが被用者、社会保険の関係のゼロ歳以上3歳未満の関係が930万円、3歳以上中学生修了前が640万円というふうなところ辺が一番大きな減額の理由になっております。以上です。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 小・中学校のITCの環境整備ということで、校内通信ネットワークの環境整備の補正予算を上げさせていただいております。この補正の経過としましては、コンピューター等、情報技術が急激な進展を遂げているという中で、今の子供たちが大きくなったら今まで以上に情報を活用したり発信したりする機会も増

大する社会がやってくるということから、子供たちがそういう情報を主体的に捉えながら適切に選択、活用していくために、情報活用能力の育成が重要になってきているという社会の背景の中でのこの事業ということでございます。内容としましては、校内LANの整備ということで、小・中学校の校内LANの張りかえということで、容量を大きくして、1人1台タブレット、それに対応するために容量を大きくして、各教室で20人、30人使っても全員が見れるように、使えるようにというふうなLANの整備を行うということ。あとは、アクセスポイントの整備ということで、体育館や特別教室でもそういうタブレットが使えるようなポイントを整備していくということ。あと、タブレットをしまっておくというか、保管する電源キャビネットの整備を各教室に整備をしまして、充電もできるようなキャビネットを整備をしていくという事業でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 校内LANなんですが、以前、校務系の部分と教育系の部分との分離についてセキュリティーの関係で一般質問したことがあるんですが、温泉地域は物理的に完全分離しているが、浜坂地域については論理的な分離だということで、それで、教室のほうのタブレットから実際に校務系のほうにもアクセスしようと思ったらできるということでしたので、この際、そういった整備、完全に浜坂地域においても物理的分離がこういった経費を使ってできないのか、ちょっとお尋ねします。

それから、今後、生徒それぞれがタブレットを持って授業に当たるということなんですが、その辺のウイルス感染とかの対策、これをしっかりやっていただきたいということをおっしゃっていただけます。

それから、民生費の件ですが、そうしますと、人数を計算するときには実際とちょっと多く見ていたということなんですか。ちょっとお答えをお願いします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 以前にも御指摘をいただいております、この際ですので、そういうふうに物理的にできるようにということも考えていきたいと思っておりますし、ウイルス感染といいますか、12月にもそういうようなこともございました。タブレット導入の際にはそういうことも当然ながらやっていくということで準備を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 児童手当扶助費の関係ですけれども、人数的に異動といいますか、転入なんかの関係も含めて、少し多目に算定しているという状況です。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 委員会でたくさん所管が多いもんですから、余り聞くことがないんですけど、その中で気になる部分がありますので、お聞きいたします。22

ページの消防費であります。非常備消防費、報償金の減220万3,000円がありますが、団員の充足状況はどうかと、退団者に対してどれだけ充足できるか、もう既に大体人数は出てると思いますので、聞いておきたいと思います。

それと、同じく災害対策費であります。ハザードマップの作成、今年度計画されていて、今回繰越明許の中に入っております。繰越明許額と委託費の差額があります。100万円近くあると思うんですが、この差っていうのはどうして出るのかなと。委託料が多分繰り越しされると思うんですが、その辺の差のことを聞いておきたいと思います。

また、完成予定はいつになるのかなと。県の発表とかどうのこうのが多分あるかなという気がするんですが、県の情報というのはどの段階でとれるかな、例えば今でもとうとうと思ったらとれるのかな、その辺のことも聞いておきたいと思います。以上。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） まず、消防団員の関係でございますが、今年度退団が16名でございます。近年の過去の団員数を見ていきますと、平成18年が745人、平成25年が733人、平成31年が726人ということで、なかなか退団に対して新しい団員の確保というのが難しくなっているという状況がございます。これについては、人口減であったり産業構造の変化ということで、なかなか退団者に対しての新たな団員確保ということが難しくなっているという状況でございます。

それから次に、ハザードマップの繰り越しの関係でございますが、繰越明許として上がっておりますのは、予算額のマックスを上げさせていただいておるところでございます。実際の契約額とは差がございます。現在、集められる情報を集めて準備をしております。さきの委員会におきましても報告をさせていただいたところなんですが、県の想定災害、1,000年に1度の想定というものが5月というふうに聞いておりますので、そこから避難場所であったり、その辺の町が載せるべき情報をそこに載せていく作業が出てまいりますので、さきの常任委員会におきましては、6月から7月完成ということでお答えをさせていただいているところでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） ちょっと計算ができないんだけど、要は今の見込みとして、今年度4月1日現在では何名が不足しているかということをお教えください。

それと、ハザードマップの件ですが、質問の中に、行政間の中で情報はとれないかというふうな話を質問したと思うんですが、公表までは全くどうもできないのかな、6月、7月というところまで待たないとできないものかという。

それと、要はこの背景というか、これは認定こども園も僕は気持ちの中に持っております。新しい基準の中で、この想定される認定こども園のいろんな箇所があるんですが、それがどう変化するのかなと、そういうことからいえば、早い情報入手なり早い対応、認定こども園急ぎますから、そういう部分で聞いた背景もあります。改めて答弁を欲しいと思います。

それから、繰越明許費、マックスで言ったということでしたが、マックスでいうとこの減額は何なんだろうと。必要なものを繰越明許する、委託料780万円で今回811万8,000円、780万円の事業で何で811万8,000円繰り越すのかなということをちょっと疑問に思いましたので聞いてみました。改めて答弁を下さい。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 団員の定数につきましては、条例上の定数が772人ということで、先ほど言いました平成18年、25年、31年におきましても、定数からいきますと充足できてない状況ということでございます。今年度、先ほど言いましたように16人退団ということではありますが、そこまでの新入団員は確保できていないという状況でございます。

それから、最大想定の高水区域の情報につきましては、土木事務所とも情報をとりながら確認をさせていただいておるところでございますので、できるだけ土木としてできる範囲内での情報をとりながらできるだけ進めていきたいと考えております。

それから、繰越明許のハザードマップの件でございますが、実際の契約額は738万円でございます。そこに上げておりますのが、811万8,000円ということで、これは先ほど言いましたように、予算の最大の限度額ということでの繰越明許費ということでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） きょうでなくても、新年度予算の中でも言えばいいんだろうけど、長らくというか、消防団の団員が充足できてない現実に対して、あなた方が言ってきたのは、機能別消防団員とかそんなことを駆使しながら消防力を高めたいというか、維持したいという話をしてこられました。そういう部分では、そういう話が全く聞こえないし、動きがない。単なるその場しのぎの答弁なのかなという気を持っております。そういう部分では、機能別消防団員を取り組むとか、そんな意思はないかどうかということも改めて確認したいと思います。

繰越明許のあり方なんですけど、今回落とした119万9,000円、委託料、マックスを繰越明許して119万9,000円は残して、これは委託料。委託料の契約が738万円か、繰越明許というのはそういうふうなぼやっとしたもんでするんだったんでしょうか。僕は、繰り越しですから、確定というか、半分そういう形でなされるべきだと思うんですが、財政の取り扱い上、そういうふうなことでいいんでしょうか、総務課長に聞いてみたいと思います。以上。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 消防団員の確保につきましては、新温泉町もそうなんですけども、国全体として非常に難しい状況が出てきておまして、機能別消防団、あるいは女性団員、また学生の消防団員ということで、国のほうもそういう進め方をしてきております。本町におきましては、機能別消防団につきましては、近隣の市町の状況をお聞

きするなど、そういったことを進めてきておりますが、消防団との必要性につきましては、実際の消防団との話というものについては、今後、具体的にその辺の検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 繰越明許費の考え方でございますけども、実際に正しいといえますか、本当に繰り越しする額に近い額を限度額としてお願いするのが本来の姿だと思います。ただ、繰越明許費というのは、限度額の設定でございます。今後の変更、そういったことも加味しなければいけないと考えております。

○議長（中井 勝君） 町民安全課長、要は、消防団員の人数がずっと減ってるのに、少しも危機感が見えてないという質問だったけど、今後するって言うけど、今まではしてなかったということ、というふうにとったらいいの。

西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 本当に確保が厳しい状況ではあるんですけども、現在、災害の激甚化とか、多様化とか、そういった部分が出てきておりますので、簡単に確保ということができてないんですけども、今後につきましては、機能別ということで入りやすい体制をつくっていくとか、ただ、機能別というものが非常にこの職務の縮小の、少し一般の方と違ってくるということの中で、団全体の士気といいますか、その辺の運営の中で難しさがあるということで、これまでなかなか進んでこなかったという状況があるのではないかと考えております。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 今のハザードマップの件なんですけど、兵庫県が主要河川でハザードマップの見直しをするという方針を出したのはいつだったんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） この想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図についてということで、これについては、水防法の改正が平成27年の7月にあったということで、これについての想定ということが、法の改正に基づいてそこから始まってきていると考えております。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） したがって、矢田川まで、円山川とか矢田川までは既に改訂をしていますよね。岸田川については、来年度の5月ごろだというのは、早くからその方針は示されていたのではないのでしょうか。そうすると、繰り越さなければならぬことがわかっているのに、元年度の予算を組んでいたと、計画を立てていたと、我が町のハザードマップをね。だから、繰り越すことを前提にした予算を当初から組んでいたということになりはしませんか。その上で、なおかつ正確な繰越予算ではなくて、つまり、契約額とは違う予算額を繰り越してしまうということ、もう二重に少し基本的な財政のあり方からすると外れているのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 県内のこの区域を設定する河川については、ホームページ等でも出ているとございますが、その中でやはり順番というか、そういうものが一斉にされたわけではなくて、そういった順番というものが、後になって土木にお聞きする中ではそういうことがあったということで、最初から繰り越すということではございませんでした。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） いつじゃあ、土木から今年度にできないという指示があったんですか。

○議長（中井 勝君） 西村町民安全課長。

○町民安全課長（西村 徹君） 円山川、矢田川については公表されて、その後に新温泉町の場合については、そこからということでありましたので、この1月に土木事務所とお話しする中で、先ほど言いましたスケジュールが大体出てきたということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 先ほど河越議員からの質問に対しましての答弁ができておりませんでした。歳入の5ページの4目農林水産業費県補助金ということで、上から4番目、農村地域防災減債事業補助金705万5,000円ということで、これと歳出との関係ということであります。これに対する歳出につきましては、17ページになります。この対象となるものが、7目土地改良費の業務委託料のうちのため池ハザードマップ等作成業務、それからため池廃止調査業務、それから次の工事請負費の292万8,000円ということになります。歳出につきましては切り上げで計上、歳入については切り捨てで計上ということの中で、先ほど御説明しましたとおり、ため池ハザードマップ等の作成業務費、委託料につきましては87万1,000円の減ということですけども、歳入につきましては87万2,000円の減と。それから工事費につきましては292万8,000円の歳出を見込んでおりますけども、歳入につきましては292万7,000円ということで、そこで2,000円の差が生じるということでございますので、御理解をお願いいたします。

○農林水産課長（松岡 清和君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） わかりました。それで、先ほどの石橋と前地区の水源調査の件については、本年度にも予算計上しているということの中でいくと、トータルではもっと大きな事業になるということで考えるわけですけども、この実際に水源調査1,000万円で、この範囲の中で1,000万円というのはかなり大きな事業になるかなと思うんですけども、実際の作業というのはどんなことをされるのか、教えていただけでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 17ページの7目13節委託料の石橋・前地区水源調査業務ということで御説明申し上げましたとおり、2年度の予算につきましては300万円を計上しております。1,300万円と300万円、合わせて1,600万円の事業費ということで考えております。主な内容は、この湧水を利用できるのかどうかと、地すべりの関係で湧水等を利用できないだろうかということの中で、ボーリング調査4カ所、それから土質試験、相当深い位置まで調査するというようなことの中で、金額につきましては、そのような考え方をしております。以上であります。

○議長（中井 勝君） そのほか、ありませんか。よろしいですか。（発言する者あり）全てで、歳入、歳出、総括、全てでお願いします。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 畜産業費のことについてお伺いをいたします。財源が国、県にあり、我が町は持ち出しをなくして、その財源を使って事業をすると、こういう場合の我が町、町の責任はどこにありますか。どの程度ありますか。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 事業決定の過程において、国、県等で決定されるということがございますけれども、当然、私どもの予算を通して出ていくわけですので、その執行に当たっては一定の責任が生じるものと考えております。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 一定の責任と言われますけれども、一定の責任がどの程度なのかということのはわかりにくい。いわゆる以前からこういう事業はいろいろあるわけですが、私はトンネル事業と聞いていましたけれども、最近ではおサイフケータイという言葉がありますね。あれと一緒に、ピットしたら国、県のお金が我が町のところを通してひゅっと行くと、お財布事業、こういうふうに簡単に思っているんじゃないでしょうか。ましてや年度末のどさくさということを考えてどうかなという気がいたします。もしかしたらこの事業が計画どおりにいかないかもわかりません。後でトラブルが起きるかもわかりません。そういうことも含めて、もう一度きっちりとした町の責任の所在をはっきりしてください。

○議長（中井 勝君） 小林議員、抽象的な質問になってるんですけど、ちょっと具体的に質問していただいたほうがわかりやすいと思います。

引き続きどうぞ、2問目です。

○議員（15番 小林 俊之君） 16ページの畜産・酪農収益力整備事業の2,000万円の件でございます。これの財源が国、県支出金丸々ですから、町のほうは全く持ち出さないと、このお財布事業についての町の見解をもう少し町の責任をはっきりとしてくださいということをお尋ねしています。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 委員会の答弁の中で町長から説明会とか、臭気について説明会等を行い、事業者はその点を理解いただいて周囲の皆さんの了解を得るというふうなことを御答弁させていただいておりますので、こういったことについて、当然ながら事業者の理解を得て、事業者、あるいは周辺の住民の皆様の御理解を得て、事業が推進されるように努めてまいるというふうなことについては責任があると考えております。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 今、事業者にさせていただくというようなニュアンスを感じたわけですがけれども、その事業者ができるできないという部分があると思うんです。その事業者に対する指導とか援助とか、また、そのほかのことを町はどこまで実際にするんですか。言うだけで、指導する、言葉だけでできないんじゃないですか。

○議長（中井 勝君） 言葉だけで大丈夫ですかということですよ。担当課長、指名が来ました。

松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 確かに言われてることも十分理解ができます。農業を振興していくという観点から当然、町としては応援する事業だとも考えますし、また一方で、生活環境への影響ということも当然、生じるわけです。そういったことに対して、ずっと私も悩み、今言われたとおり、どこまでかかわっていけるのかということがあるとは考えてます。こういった協議の場でいただいた意見をしっかり事業者伝えて、理解をしていただくときには誓約書等もあるかもわかりません。そういった中で、本当にこの町にとって素晴らしい事業だということが言えるような進め方にしなければならないなど。抽象的な答えかもわかりませんが、そういうふう考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 今、同僚議員から出ましたので、その件で、業者にさせるとか、どうかこうとかじゃなくて、やはり町で受け入れた事業、いわゆる予算を通した事業である以上は、全てにやっぱり責任があると思います。何か資料がどうも私も全然手元にないわけですけど、ちょっとその点でお尋ねしたいんですけども、クラスター協議会なるものが、きちっとそういう資料も全てそこで検討されて、実際に採択をされて事業化をするということで、あと結局、町の予算にも載ってきているように思うんです。そういった点ではちょっと資料もいただきたいですし、後で、これが終わってからも結構です。それとやっぱり、住民からのいろんな苦情について応えなきゃならないのは、町行政だと思います。ぜひその点は他人事のように聞こえるわけで、全面的にそのことに応えるということで姿勢を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 責任ということで、最終的に事業者、町ということで、どこまでの範囲での責任なのかという部分はありますけども、先ほど申し上げましたと

おり、農業の振興と町の活性化という部分、それから生活環境への影響と、両面やっばりあります。そういった部分を十分、町としても考えていきながら、事業者と一緒にあってその辺を考えていって、よりよいまちづくりができるように努めてまいりたいと考えております。

クラスター協議会の関係の資料はまた後でお渡しをしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中井議員、追加資料はレターケースに多分入ってると思います。そのほか。

12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） クラスター事業について質問いたします。協議会については資料が出してもらえらると思うんですけど、その資料の中で、クラスター事業の始まりから時系列的に現在までクラスター事業を認めた、町が受け付けて、町経由で県や国に出されらると思います。また、それについて地元の金融機関等の協議もあつたり、その事業計画とか審査してもらつたりするようなこともあると思うんですけど、その内容があるやないか、また、先ほどの事業主の責任とか、そういうのを問われておりますが、それは国、県のクラスター事業の条件の中に、既に申し込みから審査を受ける段階、金融機関通すかどうかはわからないんですけど、どこが審査したか、審査機関もあると思いますんで、その審査機関がオーケー出さないと、このクラスター事業は受け入れられない、対象にならないと思つております。ですから、そういう事業者の責任等はその申し込みから受け付けから受け入れて、県、国が、クラスター協議会が、既にそれは検討されておると思つますんで、それが通らないとこれは決定されないと思つますんで、採択されないと思つんで、それはその時点で地域の臭気の問題とか、先ほど言われております、そういう問題は解決済みだと思つております、私は。ですから、その点については周辺の、付近の方々の同意を得た上での許可だと思つておりますんで、それは必要ないかと思つております、答弁には。

先ほど申し上げましたように、クラスター事業協議会のいつできて、町が何件その事業計画の申し込みを受けて、決定して実行してるか、その経過を資料を出していただきたいと思つますが、どうですか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） クラスター事業の経過につきましては、今はここにありますので、また整理をさせていただきたいと思つております。

それから、そういった整理をする中で、どこまで個人の事業計画の中身を提出できるのかという部分につきましても、少し検討が要るのかなという思ひもあります。整理ができて、可能な限り、提出をさせていただきたいと思つております。

それから、審査の関係につきましては、現在そういった計画書を県のほうに提出をしておりますので、当然それが内示というような形で返つてくれば、その検査の中身がどうなのかということがあつるんですけども、どういう基準でオーケーになるのかというよ

うなこともまた確認をしたいと考えております。

以上でよかったですでしょうか。

- 議長（中井 勝君） 資料提出は、その時系列でって言ってましたけど。
- 農林水産課長（松岡 清和君） ですので、今もう少しちょっと時間をいただきまして、整理をして、それから提出をさせていただきたいと考えております。
- 議長（中井 勝君） 12番、宮本泰男君。
- 議員（12番 宮本 泰男君） 町通して上げるわけですから、通すまでに金融機関の審査があったかどうか、その辺についてもちょっと、必要があるかどうかも教えていただきたいんですけど。
- 議長（中井 勝君） 審査の過程で、金融機関のあるはずだけでも、その経過がわかるかっていうことですかね、宮本議員。
- 議員（12番 宮本 泰男君） いや、経過でなしに、審査を受けておるように、手続上あるんかないか、金融機関の審査があるかないかです。
- 議長（中井 勝君） わかりますか。

松岡農林水産課長。

- 農林水産課長（松岡 清和君） どこまでかということはありませんけども、当然、事業実施する上で、財源の内訳という部分はありますから、そういった部分では補助金と、その裏という形で何を予定されてるといようなことは当然、その書類上は確認してまますけど、実際にそこまでどうかということまでは確認はいたしておりません。
- 議長（中井 勝君） 12番、宮本泰男君。
- 議員（12番 宮本 泰男君） 私がちょっと不確かですけど、この事業は金融機関の審査を受けて、その結果でないと採択されないように思ってるんですけど、その点について、手続っていうんか、その方式ですね、どういう過程でクラスター事業になるかという、そういうことをちょっとお聞きしとるんですけど。
- 議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時01分再開

- 議長（中井 勝君） 再開します。
- そのほか、質疑ないですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中井 勝君） ないようです。
- それでは、質疑を終結し、討論に入ります。
- まず、本案に対して反対者の発言を許します。
- 14番、谷口功君。
- 議員（14番 谷口 功君） 令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）の反対

討論を行います。

ただ1点のみで反対討論をいたしたいと思います。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金2,043万6,000円ありますが、この事業計画の推進、あるいは今日までの過程の把握が不十分であり、認めることができないものであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほか、討論ありませんね。

これで討論を終わります。

これより本案を採決をいたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） ただいま一般会計補正予算（第6号）が可決されたところであります。ここで議案第19号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について、賛成議員6名とともに動議として提出したいと思います。

○議長（中井 勝君） ただいま議案第19号、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、中村茂議員から発議第1号が提出されました。これを配付します。暫時休憩します。

午前10時04分休憩

午前10時06分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第1 発議第1号

○議長（中井 勝君） 発議第1号、議案第19号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議案としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、議案第19号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議案とすることに決定しました。提出者に附帯決議の説明をお願いします。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 発議第1号について、お手元資料のもとで朗読をもって説明を行います。添付資料をごらんいただきたいと思います。

議案第19号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議であります。令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）の審査に当たり、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費に計上されている畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、地域や議会に十分な説明及び調整ができていなかったことは町長も所管課長もその答弁の中で認めてきたところであります。町長からは今後、事業者（補助団体）に対する強い指導力を発揮するとともに、適切な助言を行い、地域住民への理解を得る努力をするとの言質があったところであります。本事業は周辺環境及び住民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その事業執行は環境面及び衛生面等の安全性を確保した上で、住民の十分な理解が必要であると考えられるものであります。

については、本事業の執行に当たっては、本町の役割と責任を十分に踏まえ、下記の事項が満たされるまで該当する予算の執行をしないことを強く求めることとあります。

下記でございますが、1、本事業と同規模の施設を調査するとともに、臭気及び排水等周辺環境への影響調査を行い、問題がある場合は事業者に必要な措置を実施させること。

2、事業者に対し、該当地区及び隣接地区住民への説明会を実施するとともに、合意を得るよう助言するとともに履行させること。

3つ目として、本事業の計画案について、住民に周知するとともに、議会への十分な説明、報告を行い、説明責任を果たすこと。

以上、決議する。令和2年3月17日、兵庫県美方郡新温泉町議会。

表紙、かがみに戻っていただきまして、ごらんいただきまして、発議第1号、議案第19号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について、議案第19号令和元年度一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議を新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月17日提出。新温泉町議会議長、中井勝様。提出者としまして、新温泉町議会議員、中村茂、賛成者、同じく森田善幸、同じく池田宜広、同じく重本静男、同じく竹内敬一郎、同じく阪本晴良、同じく谷口功。以上の者をもって発議をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明が終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 3点書いておられるんですけども、臭気及び排水等、周辺環境への影響調査を行いと、これは要は町が行うということですか、それとも業者が行うんですか。

それと2番目に、該当地区及び隣接地区住民へということでもありますから、これはどこを指すのでしょうか、その点。

それで、それとちょっと、これらの点をやっておいて、もし事業の執行が容易でないと、当然、国の補助金のこともあるわけですけども、それが不可能だと、執行が。こうなった場合の影響はどのように考えておられるのでしょうか。その3つ、教えてください。

○議長（中井 勝君） 中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 第1点の影響調査であります。これにつきましては、当然、町として、町の責任の中で調査を行うと、それによって問題がある場合は、事業者なりに適切な措置をとるように指示なりしていくと、そういうことであります。町の責任の中で調査しなさいと、そういうことでもありますし、次の近隣の地区の説明だったと思うんですが、臭気は漂うものでありますし、排水は下流に流れるものであります。そういうところから、せめて、高末になりますかね、それと下流側としては、福富のあたりでしょうか、もちろん対田は当然のその現場ですから、それを含めて、せめてそれぐらいは合意を得る努力というか、合意を得てほしいと、これについては有害の施設の時も当該地のみならず周辺の同意を得て、今順調に進んでると、そんな状況もあります。そういうところから求めていきたいとこであります。

また、畜産クラスター事業というか、クラスター事業のことですが、そうおっしゃるような形になれば、大変残念なことです。力いっぱい事業に向けての努力をしていただきたい、クラスター事業の中で一つ、井土で残念にもクラスターの認定を受けながら撤退した事案があります。それはなぜかっていうと、やっぱり住民の環境に対する事業者とのすれ違いの中で、違った場所を探していこうというような動きになったこともあります。ですから、事業者は地元でずっと事業をしてこられた方ですし、やっぱり住民とともにという姿勢の中で自分の事業を守ってほしいし、拡大してほしい、そういう意向からこの動議に至ってますし、動議をもってして、町当局はさらに強い気持ちでこの対処をしてほしい、そういうところから動議になったとこであります。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 委員長、場所について、下は二日市、浜坂病院って委員会では言っていましたよ。

○議員（11番 中村 茂君） 失礼しました。下流側を二日市ということであります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ただいま説明いただいた中で、影響調査を町の責任でというふうにおっしゃったんですけども、これは町の責任で事業者にやってもらってというように私は解釈すべきかなと思ってはいるんですけども、その辺については私の理解で合ってるのでしょうか。もしもこれを町がするとなれば、当然これには予算がかかってくるのだと思いますし、ただ単純に人が動けば済むというレベルではない範囲になってくる可能性があるので、町の責任でという部分は、要は支出が生じないけれども、町

が責任を持って事業者に履行していただいて、その上で環境を確保する、要は悪化しないことを確保するということが必要ではないかと感じますし、もう一つ、1番目の必要な措置を実施させるということについても、させた後に予算執行では多分間に合わなくなってくるので、これは要はそれを実施させるということが確約できた状態で予算執行と、要は町の予算を執行できるよということを保証してあげないと、事業者としても、実際にお金は使ったけども、町としての支出がやってもらえなかったということでは実行できないので、それをそんな解釈、要は履行を前提としたという解釈でいいかなと私は思ってるので、私の理解でいいかどうかを教えてください。

○議長（中井 勝君） 中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） まず1点目ですが、町でやりなさいというふうにしてあります。それは町の責任というので。ただ、その調査にまで、いろんな調査がありますから、せめて同等規模のところに行きて、周囲の方に聞くとか、そんなことをまず第一はしてほしいなど。きっと事業者は多分そういうことはされていると思うし、そうあってほしいと思う。現在このレベルの施設というか、県下平均は88羽ぐらいのアイガモを飼ってるのが平均的なものらしい。それは今回、処理1万700羽という規模からすれば、すごい従来から見ての比較にはならないほどの大きな規模だと。こういう規模のやつは、近畿圏の中では奈良にあるそうであります。ですから真っ先にやっぱりそのあたりは調査して、なかなか研究機関に臭気持って行って検査してくれなんていうのは無理な話だから、ちゃんと客観的なまずは調査をしてほしいなど。そういうところから町でしてほしいということを言いました。

それから、後段の部分ですが、その指摘したことが完了しないと次に進めさせないのかということではなくていいと思います。ちゃんと事業者が責任持ってやりますと、その後もそれは当然、監視なりはしていかなんと思うし、そういう部分では引き続くとは思いますが、ただ、それがあれば、やっぱり事業は前に進めていっていいと、そういうふうに私は思っているところであります。以上でよろしいでしょうか。

○議員（3番 河越 忠志君） 答弁ありがとうございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと進行の問題なんですけども、いわゆるこういう臭気及び排水等周辺環境への影響調査が終わらなければ事業はしてはならないというのが基本的な考え方なんでしょう、これ。それから説明会も、いうことですね、それだけ確認しておきたいと思います。曖昧さはありませんね、それは曖昧なことはないですね。やりながら、例えば業者がやりますって言ったらやれと、それだったら事業もできます、そういう形じゃないですね、同時並行でもないですね。要は、これらの点が終わらなければ事業はしてはならないということですね、基本的なこの附帯決議の内容は。その点だけちょっと答え。

○議員（11番 中村 茂君） きちっと双方が理解できる方向なり、こういう形で対処しますということが明確になるような時点をもってして前に進めると。ほかにも関係する、今回の補助以外にも、アイガモの解体処理というようなことも今進行しているようであり、この元年度事業の中で。

○議長（中井 勝君） 中村委員長、それは。

○議員（11番 中村 茂君） それはいい。まあまあそういうものももろもろ含めてのことでもちょっと含んでますが。

○議員（13番 中井 次郎君） あのね、ちょっともう一回させてください。

○議長（中井 勝君） 中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 要は、はっきり言ったら、排水なんかの影響調査だとか臭気だとかは数字で出るわけです、数字で出るんです。数字が出なかったら、ゴーサインは出せないということですね。そういう数字で全部出てくると思うんです。それがなければ、公的な機関なら公的な機関に頼んで調査を依頼して、そこでどういう調査結果が出るかわからないんですけども、その数字がきちっと問題ないということになれば事業執行は認めないと。それで当然、予算の執行も認めないということですねって聞いとるわけです。その点を答えてください。

○議員（11番 中村 茂君） 数字が出るまでっていうようなことは僕は言ったことがありますし、ただ、調査はいろんな方法がある。一番すぐにできる方法、現地行って、においと排水のこととかをちゃんと聞いてくる、そういうことをした後に、こういうことだったら大丈夫だなと、そういうふうな線で行政が踏めるんだったら、それはそれで前に行ったらいいと思う。まずは、だから、そういうことをしてほしい。それでもっとさらなる数字を求めるような調査が必要だったら、それはそれでやってもらいたいんですけど、ただ、第一段階としては周辺の住民に与える客観的な状況をつかんでもらうと、そういうことから次が生まれるっていう気がします。ですから数字で大丈夫ということになってからゴーという気は持っておりません。そういう責任の中でこの事業を進めてほしいという内容であります。

○議長（中井 勝君） それでは、質疑、以上で打ち切ります。提出者、御苦労さまでした。

それでは、お諮りをします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議があるようです。討論ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

12番、宮本泰男君、お願いします、どうぞ。

○議員（12番 宮本 泰男君） 議長にちょっと問います。附帯決議の案に反対という討

論ですね、確認いたします。

○議長（中井 勝君）　そうです、もちろん。

○議員（12番 宮本 泰男君）　私は、今提案されました附帯決議案に対して反対の立場で討論いたします。このクラスター事業、新温泉町としても過去何度か採択されて、県や国の事業として取り扱っていただいて、地域の産業振興、発展に貢献しております。このクラスター事業は受け皿機関として、先ほどお聞きしましたら、本町にもクラスター協議会があるということです。その協議会の中でこの事業案件は審査、審議されて、オーケーが出ると私は思っております。それを先ほどの議員の中でトンネル事業だと、過去はトンネル事業であったということで、県や国に出しておいた、過去そういうケースが多々ありました。また、クラスター事業で国、県のオーケーが出ておいたにもかかわらず、その事業主が事業計画どおりにいかなんだということで、事業を中止したケースもあります。この件につきまして、私は町のほうに町が上げた責任はどうかということも確認いたして、今後、事業計画は十分内容を吟味して、町も金融機関でいう借入れ申し込みがあったら、金融機関はしっかり事業計画と収支計画と償還計画につきまして、慎重に審査、審議して、稟議の結果、融資するのがならわしでありますし、そういう気持ちを持って町も審査すべきじゃないかということも意見として申し上げてまいっておりました。

今回も、先ほどの私の質問に対しても、町は担当課長以下担当者、過去の経験を生かして事業計画、またいろんな面で検討された結果がこの予算の計上になったと私は思っております。ですので、附帯決議の問題は臭気とか周辺住民の同意が要るとか、そういう過重なる条件を出すべきじゃないと思っております。この件に対して本当に前向きに取り扱って、事業者が拡大していこうという意欲を認めていただいて、先ほどの附帯決議案は町が責任を持って周辺住民、同意とか環境調査をすべきだと思っております。事業主は過重なる負担をかけることになります。ですので、一般的に言えば、そういう状況のつきは、非常にマイナスの条件だと思いますので、前向きに考えてあげて、このクラスター事業が、事業者が使えるように私たちは応援すべきじゃないかと、そういう私は気持ちでありますので、議員に対してそのように前向きな形で、地域産業の発展と町民の、また町の発展のために、これは一応協力しようじゃないかという気持ちをいただきたいという気持ちで、私はこの反対意見をいたします。

どうか皆さんの御理解と御協力をお願いしまして、反対決議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君）　次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君）　私の住まいは新温泉町井土にあります。先ほど説明された中に畜産クラスターの中で但馬牛の事業ができなかった、その地域であります。その説明会、それに私は参加しました。今回の附帯決議は新温泉町がこの事業を応援するた

めの附帯決議だと私は理解しています。この附帯決議が出されることを私は全く事前に察知してなかったわけですが、私の集落であった説明会、その中で事業者と住民の立場の違い、これは本当に調整していくべきことだと思います。その中で、当然この事業を応援するわけですから、環境調査はもとより、もしも何らかの形でさらなる支出等も出てくれば、当然、町として応援するという事になるかなと思うんですね。その中で、この附帯決議があることによって、私たちも責任を持ってこの事業を応援するという立場をとるべきだと、そんなふうに思います。この事業が成功する、その土台をつくる決議がこの附帯決議ではないかと私は議席でその説明を受けて理解をしました。そういった意味でこれは前向きな附帯決議だと、そんなふうに理解しています。総務産建の皆さんは常任委員会の中で議論を深められたと思います。その中でこれを出されたということに対して私は敬意を表したいと思いますし、多くの皆さんの賛同を得たいと思います。

以上で賛成の立場での討論を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 私は、議案第19号令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について、反対をいたします。

その理由は、過去、先ほどの賛成者の方も言われましたが、但馬牛のクラスター事業について、畜産のクラスター事業について、結果的には中止となったわけではありますが、その事業者に求められているのは各対象集落、いわゆる事業執行の集落に対する説明会を持つことということで、そのときは次から次と説明会をやられました。その結果、結局は地域の住民の理解を得れなかったわけがあります。しかしながら、今回、このアイガモをということで、やるに当たって、これだけのいわゆる臭気及び排水等周辺環境への影響調査、こういったものを課する、これは私は事業をやるなというように今、見えています。これが一つは、当然そのときに中止になった畜産のときにもこういったことが義務づけを、こういうことがやられていったら、話は違ってくると思います。

今、突然にこういうことを持ち出してやる、それで、聞くところによりますと、総務産建常任委員会では、町長自身はそのことについて住民への説明会を実施することについてはきちっと行うということを言明してるわけがあります。そういった点では、やはり私は、町長のそういう決意を述べてる、そのことをきちっと信頼をして、今回のこの事業についてはその程度でやはりとどめるべきではないかと。

過去には、説明会以上のことを求めることなく、新たな事業が出てくれば、それを今回求めると、これについては私は新温泉町クラスター協議会にも責任がかぶせられる問題だと思います。一体何をもちって事業採択をしたのか、その責任も問いたくなくとこであります。やはりこういった問題については、国の制度としての私は不備があると、当然そういった中に環境影響調査、こういうことも本来は入るべきだという立場であり

ます。それを制度的にきちっとされない中で、新たなこういったことを求めるということは余りにも事業をやはり中止せよということになるのではないかと、このように考えてる立場から私はあくまで事業を実施をしていただきたい、そして、町長の言う、責任をもって説明会を行う、こういうことで問題は解決されるだろうと考えるとでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） ほか、討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

採決は、起立によって行います。

本件を別紙のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、12名であります。よって、本件を決議することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時55分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第20号から議案第25号までの令和元年度特別会計及び公営企業会計6会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第2 議案第20号 から 日程第7 議案第25号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第20号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第3、議案第21号、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第22号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第5、議案第23号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について、日程第6、議案第24号、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第7、議案第25号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第20号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。

議案第22号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 26 号

○議長（中井 勝君） 日程第 8、議案第 26 号、令和 2 年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、去る 3 月 3 日の本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております令和 2 年度新温泉町一般会計予算については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件については、予算特別委員会を設置し、これを付託し、審査することに決定しました。

お諮りいたします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長を除く 15 名の委員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員は、議長を除く 15 名の委員を選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 03 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長、1 番、池田宜広君、副委員長、10 番、岩本修作君が選任されました。

予算特別委員会は、会期中に御審査いただきますようお願いいたします。

暫時休憩します。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 04 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に協議いただきましたとおり、令和 2 年度特別会計予算及び公営企業会計予算の 10 会計につきましては、一括上程いたします。

日程第 9 議案第 27 号 から 日程第 18 議案第 36 号

○議長（中井 勝君） 日程第 9、議案第 27 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 10、議案第 28 号、令和 2 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 11、議案第 29 号、令和 2 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第 12、議案第 30 号、令和 2 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 13、議案第 31 号、令和 2 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 14、議案第 32 号、令和 2 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 15、議案第 33 号、令和 2 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 16、議案第 34 号、令和 2 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 17、議案第 35 号、令和 2 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 18、議案第 36 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題とします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 27 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 36 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 10 議案については、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 36 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 10 議案につきましては、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本日の会議はこの辺で延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。次は、3月26日木曜日、午後1時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午前11時07分延会
